

平成26年度

グリーンプラン・パートナーシップ（GPP）事業

に係るQ&A集 追補版

問21～23については、公募説明会の際にご回答した内容と異なりますので、特にご留意ください。

平成26年5月

公益財団法人 日本環境協会
環境事業支援部 助成チーム

グリーンプラン・パートナーシップ（GPP）事業事務局

GPP事業公募説明会については、平成26年5月19日から23日にかけて、全国8か所において開催されました。

その際に皆様より出された質問に対する回答の中で、Q&A集の追補として、あらためて皆様に広くお知らせしておいた方がよいと思われる件につきまして、以下にQ&A集（初版）の追補版としてとりまとめましたので、応募検討に当たり、ご活用願えれば幸いです。

問01 実行計画について、具体的にはどのようなことが要件となるのでしょうか？

ここでいう「実行計画」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく実行計画（区域施策編）です。具体的には、同法第20条の3第1項に掲げる実行計画であって、同条第3項に掲げる事項を定めるとともに、都市計画等への配慮、パブリックコメントの実施等の同法に定める法定要件を満たすものをいいます。申請時点で実行計画等への位置づけが無い場合、申請にあたって、実行計画等の記載予定について記述していただく必要があります。なお、実行計画への計上については、概ね3年以内を目途としています。

実行計画区域施策編の策定方法については、以下のサイトの「地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き」をご覧ください。

http://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/kuiki/tools.html

問02 再エネ設備導入の規模又はCO2削減量について、制限等はあるのか？

制限は特にありません。ただし、応募様式の事業実施計画書のP6の【再生可能エネルギー設備の導入の場合、供給エネルギーの用途に関する事項】欄の*に記載されているように「エネルギー需給バランスを示すことにより、再生可能エネルギーの導入が適していることや対象事業の実施量が過大でないことも示す。」必要があります。又、地方公共団体からの推薦書の中に事業実施量について、事業実施後の普及を図る上で適切である旨の定量的な説明も必要です。

問03 2号事業の調査に当たり、関係会社に委託を随意契約等で発注することは可能か？

交付規程の第8条(契約等)に記載されているとおり、原則、一般の競争に付きなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合には、その旨を提出していただいた上で、指名競争に付し、又は随意契約によることが可能です。なお、補助対象経費のうち関係会社に対して支払う経費については、利益排除を行う必要があります。詳細については公募要領別紙添付資料3をご覧ください。

問04 Q&A集(初版)の「問1-15」にあるような複合施設でなく、全く別々の離れた複数の施設に関する応募申請について、市町村として、ひとつにまとめて出した方がよいのか、別々に出した方がよいのか教えてください。

「問1-15」の回答の趣旨は、「問1-14」にあるBEMSのような、同じ施設内でCO2削減効果の切り分けができないような場合における削減効果の評価の仕方を示しています。

削減効果の切り分けのできる全く別々の離れた複数の施設に関する応募申請につ

いては、先ず削減効果を切り分けて算定を行った上で、ひとつにまとめて複合施設として出し評価した方がよりグリーンプラン・パートナーシップ事業の趣旨に沿うと判断した場合は、削減効果を集計してひとつにまとめ応募を行ってください。その場合も、設備ごとの削減効果を根拠資料として提出してください。

問05 Q&A集（初版）「問1-15」について、例えば、同じ施設内に異なる複数の設備（例えば、太陽光パネルとバイオマスボイラーの組み合わせの場合）がある場合でも削減効果の評価をシステム全体で評価してもよいのでしょうか？

原則、複数の設備のCO2削減効果が切り分け出来る場合は、切り分けていただいた上で集計、管理してください。「問1-15」の回答の趣旨は、問1-14にあるBEMSのような、同じ施設内で切り分けができないような場合の削減効果の評価の仕方を示しています。

問06 複数年で申請する場合における留意点について教えてください。

- ・本補助事業は、単年度を基本としていますが、大規模な事業等において、1年間で事業が完了しない場合に、応募時に原則3年以内で事業計画を提案することは可能です。

- ・事業期間が複数年度に亘る場合には、初年度に全工程を含めた実施スケジュールを示し、事業内容と照らし合わせ、何をどこまで実施するかについて明記する必要があります。又、初年度の実施事業内容と事業費に加えて、後年度事業内容及び事業費も参考として記載して下さい。なお、複数年度に亘る事業計画の場合でも、毎年度2月末までに設備導入に係る工事を完了させるよう、年度ごとに工事の切り分けをする必要がありますので御注意ください。

- ・複数年度に亘る事業計画を提案して選定された場合、それをもって、補助事業の複数年度に亘る全予算が承認確保された訳ではありません。あくまでも、初年度の本補助事業として、選定されたという位置づけにあります。

- ・なお、2年目は応募申請を提出する必要はありませんが、交付申請は、2年目以降も毎年度行っていただきます。また、2年目以降の事業支援の可否については、予算が確保されることを前提（2年目以降の予算確保については、保証の限りではありませんのでご了解願います）とするものであるほか、交付決定については、改めて審査委員会等において事業報告書等により年度までの事業の進捗等を確認した上で行います。各年度の事業報告書等を審査委員会等で確認し、例えば事業スケジュールが大幅に遅れているような場合には、2年目以降のご支援ができないこともあり得ます。

- ・その他、Q&A集（初版）の「問1-10」～「問1-13」を参照願います。

問07 2号事業申請後、それを踏まえて1号の申請を考えているが、事業主体が2号と1号で異なる場合（例えば、地方公共団体と民間企業）でも申請が可能か？

事業主体が2号と1号で異なる場合（例えば、地方公共団体と民間企業）でも申請は可能です。

問08 既に事業者がある程度実施している事業を増強する形で本補助事業を活用したいが、本補助事業の対象になり得るか？

事業の実施量が適切であることを示した上で、今後の施策展開等について詳述し、すでにビジネスベースで実施されている事業に対しさらに支援する必要性を十分に説明できるものであれば、支援対象となり得ます。なお、その際にも、既に実施された事業に対して補助金を交付することはできませんので、補助対象経費と既実施事業経費との切り分けが必要です。

問09 リース事業に関する応募申請を予定していますが、リース先がまだ決まっていません。応募申請は可能でしょうか？

Q&A集（初版）「問1-16」に記載のとおり、リース先とリース事業者との共同申請が要件のひとつとなっており、リース先が決まっていない場合は、応募申請は不可です。

問10 EVバスについて地方公共団体がリース元となり、交通機関にリースする場合の補助比率は？

補助率については、設備の所有者となる者の属性に応じて決まりますので、都道府県又は政令市であれば1/2、政令市未満の市町村であれば2/3となります。なお、申請に当たっては、設備・車両の所有者を申請代表者とした共同申請を行う必要があります。詳細についてはQ&A集の問1-16及び問1-18を参照してください。

問11 地方公共団体が推薦書を作成するにあたっての基準はあるのか？

GPP事業は、補助対象設備の普及方針が実行計画等に位置づけられるものをご支援する事業です。基準は特に設けてはおらず、本趣旨を勘案の上、各地方公共団体の実情に応じて作成してください。

問12 各地方公共団体における他の補助金との併用は可能か？

公募要領のP7 「3 交付決定」に記載の通り、補助対象経費には、国からの他の補助金の対象経費を含まないこととされており、併用は不可です。

地方公共団体の補助金等との併用は可能です。ただしその場合、当補助金における所要経費の算定において、寄付金その他の収入として計上する必要がありますので御注意ください。

問 1 3 応募予定の事業が、事業者が所在する市町村の実行計画に位置づけられていなくても（又は当該実行計画が策定されていなくても）、所在する都道府県の実行計画に位置づけられておれば、対象事業となり得るか？

この場合、本事業の趣旨からは、まずは、応募事業者が所在する市町村の実行計画に当該事業が計上されているか又は計上される実行計画が策定予定であることが望ましいと考えますが、ただし、応募予定の事業が、事業者が所在する市町村の実行計画に位置づけられていなくても（又は当該実行計画が策定されていなくても）、所在する都道府県の実行計画（区域施策編、地域全域に亘る普及方針を含めたもの）に位置づけられており、かつ、当該都道府県がその旨を認め、推薦書において事業における都道府県の役割や県内全域への普及方針等について示される場合には、対象事業となり得ます。

問 1 4 複数のユニットからなる装置（例：空調、室外機＋室内機）を、ユニットに分け、ユニットごとに、別の補助金を受けることは可能か？

国からの補助金は、同一の対象物に対し重複しての受給はできません。ただし地方公共団体の補助金等については、併用が可能です。併用における注意点は、問 1 2 をご覧ください。

問 1 6 一つの装置の 1 / 3 を震災復興補助金、残りの 2 / 3 を本補助金ということは可能か？

一つの装置に、国の複数の補助金を受給することはできません。

問 1 7 断熱材、断熱窓は補助の対象か？

断熱材、断熱窓については、エネルギー起源 CO2 削減に直接資する設備の導入を行うが当該設備のみでは CO2 削減効果が有効に発揮できないような場合に、当該設備の効果を最大限に発揮するための断熱リフォームを行う場合は対象となり得ます。この場合、削減効果は当該設備と一体のものとして算出します。事業実施後、削減効果を、推計値ではなく実測値で算定する必要があることから、単独での導入は難しいと考えております。また、新規施設への断熱材、断熱窓の導入については、補助事業がなくとも通常行われるものであることが想定されること等から、対象とはなりません。

問 1 8 設備導入後の計測等に係る費用は補助の対象となりますか？

設備導入後に発生する計測等に係る人件費、事務費等の諸経費については、対象となりません。

問 1 9 事業実施計画書の事業名欄には何を記入すればよいでしょうか？

「グリーンプラン・パートナーシップ事業（申請プロジェクト名）」としてください。

問 2 0 1、3、4号事業において、導入する設備を入札等の方法により選定しておくことは差し支えないでしょうか？

一般の競争により設備の選定まで行うことは事前の準備行為として認められます。ただし、あくまで契約日・発注日は交付決定以降となる必要がありますので、御注意ください（Q&A 集問 0-22 参照）。

問 2 1 ペレットやバイオガスなどの燃料製造設備、燃料の貯蔵・供給のための設備については補助対象となるでしょうか？

エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に直接資する設備の導入に伴い、当該設備の適切な稼働のために不可欠な附帯設備であることが合理的に示される場合、補助対象となり得ます。ただし、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に直接資する補助対象設備に比して当該附帯設備の規模等が妥当であることについて、実施計画書において詳述していただく必要があります。また、これにより導入された燃料製造設備から製造された燃料や燃料貯蔵・供給設備で貯蔵・供給される燃料は、当該補助対象設備においてのみ使用することとし、その製造量・使用量については、推薦地方公共団体（又は事業実施地方公共団体）が把握することとします。

問 2 2 LNG の貯蔵・供給のための設備については補助対象となるでしょうか？

LNG コージェネなどエネルギー起源二酸化炭素の排出削減に直接資する設備の導入に伴い、当該設備の適切な稼働のために不可欠な附帯設備であることが合理的に示される場合、補助対象となり得ます。導入規模等に係る留意事項については、問 2 1 と共通です。なお、LNG 貯蔵設備及び LNG 輸送のための配管については、環境省の「先進対策の効率的実施による CO2 排出量大幅削減事業」「低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金のうち地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業」において別途支援事業が設けられていることから、趣旨に最も合致する事業で申請を行ってください。

問 2 3 本事業採択前に既に設置されているボイラーに、今後の実行計画に基づく普

及方針を踏まえた燃料貯蔵設備の付設を行う場合、当事業の補助対象となるでしょうか？

本事業の補助対象となるのは、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に直接資する設備・工事及びその附帯設備・工事です。燃料貯蔵設備はあくまでエネルギー起源二酸化炭素の排出削減に直接資する設備の附帯であり、そのみでは補助対象とはなりません。

問24 ボイラーやコージェネレーション等エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に直接資する本体設備の附帯設備として認定されるためには、構造的に接続している必要があるでしょうか？

エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に直接資する設備の適切な稼働にあたって不可欠な設備であって、一体のシステムと解されるものについては、必ずしも構造的な接続を要しません。

問25 電気自動車の充電設備については対象になりますか？

電気自動車の充電設備については、経済産業省の「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」があり、同事業において地方公共団体の計画に即した整備が可能ですので、そちらをご活用ください。

問26 電気バスは対象になりますか？

電気バスについては、国土交通省の「地域交通グリーン化事業」があり、同事業において地方公共団体の計画に即した整備が可能ですので、そちらをご活用ください。

以上